

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

函館市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鶴野地区

(1) 現況

この地区は、津軽海峡に面した本市の東部に位置し、各所に沢地が入り込んでいるが、比較的平坦な農地が連担している立地である。

営農類型は、馬鈴しょを主体とした畑作・酪農地帯であったが、近年は畑作のほか、野菜（人参、大根等）の作付といった畑作・野菜専業型が増加している。

経営規模は、中規模な経営体や小規模で独自の販売ルートおよび直売を営む経営体で構成されており、今後、環境に配慮した生産方式の導入等により、安定した農業経営が求められる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 亀尾地区

(1) 現況

この地区は、本市東部に位置する汐泊川流域に広がる本市の主要な水田地帯であり、水田としての自然条件は良好であるが、経営規模は比較的小さく、第2種兼業農家も多い状況から、地区の農業資源を保全するための共同活動は少数の担い手により実施されている状況である。

今後の安定した営農や多面的機能の維持・発揮を図るには、農用地や用排水路等の適切な管理が必要であることから、共同活動による地域の管理体制を維持、発展させることが必要となる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域の共同活動に係る支援を図ることで、農業農村の持つ多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鶴野地区	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	亀尾地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

設定しない。